

(趣旨)

第1条 この告示は、地域交流活動拠点として空家を有効活用する場合に当該空家に係る改修等の工事を行う者に対して予算の範囲内において空家リフォーム事業費補助金(以下「補助金」という。)を交付することに関し、安中市補助金等交付規則(平成18年安中市規則第44号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空家 空家等対策の推進に関する特別措置法(平成26年法律第127号)第2条第1項に規定する空家等のうち、建築物に附属する工作物及びその敷地を除く建築物をいう。
- (2) 地域交流活動 別表に掲げる活動であって、次に掲げる要件を全て満たすものをいう。
 - ア 活動の内容が具体的であり、かつ、地域の人々が交流する機会の確保に寄与すると見込まれるものであること。
 - イ 誰でも自由に参加できる活動で、1回当たりおおむね10人以上が参加する2時間程度のものを年間10回以上定期的に開催すること。
 - ウ 政治活動、宗教活動及び営利を目的としない活動であること。
 - エ 公益を害するおそれがなく、公序良俗に反しないものであること。
- (3) 地域交流活動拠点 地域交流活動を行う場をいう。
- (4) 所有者 空家の所有権その他当該空家の管理、売却、賃貸、処分等に関し正当な権利を有する者をいう。
- (5) 市内活動団体 次に掲げる要件を全て満たす団体をいう。
 - ア 市内に主な活動の拠点を有し、5人以上で構成され、かつ、その構成員の半数以上が市内に在住し、在勤し、又は通学していること。
 - イ 定款、規約、会則等の定めによりその活動が行われていること。
 - ウ 政治活動、宗教活動及び営利を目的としないこと。
- (6) 市内施工業者 市内に本社を有する法人又は市内に住所を有する個人であって、空家に係る改修等の工事を施工する事業者をいう。

(令8告示79・一部改正)

(補助事業)

第3条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、次に掲げる工事のうち、地域交流活動拠点として次条に規定する補助対象建築物の利活用をする上で必要な工事として市長が認めるものとする。

- (1) 台所、浴室、洗面所又は便所の改修工事
 - (2) 給排水、電気又はガス設備の改修工事
 - (3) 壁紙又は床の仕上げ等の内装の改修工事
 - (4) 屋根、外壁等の外装の改修工事
 - (5) 段差解消、手すりの設置、開口幅確保等のバリアフリー化の改修工事
 - (6) 躯体構造補強のための改修工事
 - (7) 増改築工事
 - (8) 用途の変更に伴い法令上必要となる工事
 - (9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める工事
- 2 補助事業は、市内施工業者に施行させなければならない。
- 3 補助事業は、補助金の交付決定を受けた後に着工し、当該補助金の交付決定があった日の属する年度の末日までに完了しなければならない。

(補助対象建築物)

第4条 補助の対象となる建築物(以下「補助対象建築物」という。)は、地域活動拠点として利活用がされ、かつ、使用の実態が無くなってからおおむね1年以上経過している市内に存する空家であって次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 戸建て住宅(居住の用に供する部分と事業の用に供する部分とが結合している併用住宅を含む。)であること。
- (2) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていない建築物であること。
- (3) 国又は地方公共団体(本市を含む。以下同じ。)からこの告示に基づく補助の目的と同様の補助を受けていない建築物であること。
- (4) 未登記の建築物(その敷地を含む。)でないこと。
- (5) 抵当権が設定されていない建築物(その敷地を含む。)であること。
- (6) 建築基準法(昭和25年法律第201号)の規定に違反していない建築物であること。

(令8告示79・一部改正)

(補助対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者及び団体(以下「補助対象者」という。)は、補助事業を行う者又は市内活動団体であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 補助対象建築物の所有者(当該所有者の2親等以内の親族を含む。)又は補助対象建築物を賃借し、若しくは購入する者又は団体
- (2) 過去にこの告示に基づく補助金の交付を受けていない者又は団体
- (3) 補助事業の完了後速やかに補助対象建築物を活用する者又は団体
- (4) 補助事業の完了後5年を超えて補助対象建築物を活用する者又は団体

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者又は団体は、補助の対象としない。

- (1) 本市が賦課する税(以下「市税」という。)(市内活動団体の場合にあっては、当該団体の代表者の市税)の滞納のある者又は団体
- (2) 営利を目的とする者又は団体
- (3) 補助対象者又は当該補助対象者の世帯員若しくは構成員が安中市暴力団排除条例(平成24年安中市条例第26号)第2条第1号に規定する暴力団又は同条第3号に規定する暴力団員等である者又は団体

(平29告示17・一部改正)

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助事業に要する費用に2分の1を乗じて得た額とし、150万円を上限とする。この場合において、1,000円未満の端数は、切り捨てるものとする。

2 前項に規定する補助事業に要する費用は、次に掲げる費用を除く。

- (1) 家電製品その他の物品の購入及びその設置に要する費用
- (2) 設計に要する費用

3 第1項に規定する補助事業に要する費用は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとする。

4 第12条第2項の規定により補助事業の内容の変更についての市長の承認を受けた場合において、当該補助事業に係る費用の額が増額した場合は、当該補助事業に係る補助金の額を増額しないものとする。

(平29告示17・平30告示70・一部改正)

(交付申請)

第7条 補助金の交付を申請する者又は団体(以下「申請者」という。)は、空家リフォーム事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長が指定した期間内に市長に申請しなければならない。

- (1) 空家となった経緯報告書(様式第2号)
- (2) 土地・建物登記事項証明書(申請日より3月以内に発行されたもの)
- (3) 誓約書(様式第3号)
- (4) 同意書(様式第4号)(次条第1項本文の規定により所有者の同意が必要な場合のみ)
- (5) 市税に未納がないことの証明書
- (6) 補助対象建築物の付近見取図(様式第5号)
- (7) 工事見積書
- (8) 着工前の現場写真(様式第6号)
- (9) 建築確認済証の写し(建築確認が必要な建築行為の場合のみ)
- (10) 地域交流活動事業計画書(様式第7号)
- (11) 地域交流活動運営計画書(様式第8号)
- (12) 賃貸借契約書又は売買契約書の写し(補助対象建築物を賃借し、又は購入する場合のみ)
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 市内活動団体が申請を行う場合は、前項各号に掲げる書類に加え、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 団体概要書(様式第9号)
- (2) その他市長が特に必要と認める書類

3 申請者は、特定の個人が識別できる情報を除き、市がホームページへの掲載等により事例を紹介することを了承しなければならない。

(所有者の同意)

第8条 申請者が補助対象建築物又はその敷地の所有者以外の者である場合は、補助事業の実施は、当該補助対象建築物又はその敷地の所有者に同意を得なければならない。ただし、申請者が当該補助対象建築物及びその敷地の売買契約を締結しようとする場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、補助対象建築物が共有名義であるときも、同様とする。

3 前条第3項の規定による了承は、申請者が補助対象建築物の所有者以外の者である場合は、あらかじめ当該補助対象建築物の所有者の同意を得なければならない。ただし、申請者が補助対象建築物を購入した場合は、この限りでない。

(安全性への配慮等)

第9条 昭和56年5月31日以前に着工された補助対象建築物に係る申請者は、耐震性を向上させるための耐震改修を行う等により当該補助対象建築物の耐震性を確保するよう努めなければならない。

- 2 申請者は、補助対象建築物の活用に当たり、地域の良好な生活環境の維持及び周辺環境との調和に留意しなければならない。

(事務手続の代行)

第10条 申請者は、補助金の申請等に係る事務の手続を第三者に代行させることができる。

- 2 申請者は、前項の規定により事務の手続を第三者に代行させるときは、委任状(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(交付決定及び通知)

第11条 市長は、第7条の規定により提出された申請書及び添付書類を審査し、その結果について、空家リフォーム事業費補助金交付(不交付)決定通知書(様式第11号)により申請者に対し通知するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付を決定する場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

(補助事業の内容の変更又は中止)

第12条 前条の規定により補助金の交付決定を受けた者又は団体(以下「交付決定者」という。)が補助事業の内容を変更し、又は中止するときは、速やかに空家リフォーム事業費補助事業変更(中止)申請書(様式第12号)により、市長の承認を受けなければならない。

- 2 市長は、前項の規定により提出された申請書を審査し、適当と認めるときは、空家リフォーム事業費補助事業変更(中止)承認通知書(様式第13号)により、交付決定者に通知するものとする。

(平30告示70・一部改正)

(実績報告)

第13条 交付決定者は、補助事業の完了後速やかに、空家リフォーム事業費補助事業完了実績報告書(様式第14号)に次に掲げる書類を添えて、市長に報告しなければならない。

- (1) 補助事業に係る費用の領収書の写し又はこれに代わるもの
- (2) 補助事業に係る工事請負契約書の写し
- (3) 補助事業に係る費用の内訳を示す書類
- (4) 補助事業の完了後の現場写真(様式第15号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

- 2 前項の実績報告書の提出期限は、補助事業が完了した日から起算して30日以内の日又は交付決定のあった日の属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日とする。ただし、当該日が日曜日若しくは土曜日又は国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下この条において「日曜日等」という。)に当たる場合は、その日の直前の日曜日等でない日とする。

(平30告示70・令8告示79・一部改正)

(補助金の交付額の決定及び通知)

第14条 市長は、前条の規定による報告があったときは、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するかどうかを審査し、その結果を空家リフォーム事業費補助金額確定通知書(様式第16号)により交付決定者に対し通知するものとする。

(平30告示70・一部改正)

(補助金の請求及び交付)

第15条 前条の規定による通知を受けた交付決定者は、空家リフォーム事業費補助金請求書(様式第17号)により、市長に補助金の交付を請求するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による請求があったときは、交付決定者に補助金を交付するものとする。

(平30告示70・一部改正)

(交付決定の取消し)

第16条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽り或其他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。
- (3) 補助事業の完了後5年以内に、補助対象建築物を補助金の目的以外の目的に供したとき。
- (4) 補助事業の完了後5年以内に、補助対象建築物を除却し、又は当該補助対象建築物の補助事業を行った部分に著しい改修を行ったとき。
- (5) 市長の承認を得ずに補助事業の内容を変更し、又は中止したとき。
- (6) 第13条第1項に規定する実績報告書が同条第2項に規定する期限までに提出されないとき。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を取り消した場合は、空家リフォーム事業費補助金取消通知書(様式第18号)により、交付決定者に対し通知するものとする。

(平29告示17・平30告示70・一部改正)

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を求めるものとする。

(報告の徴収)

第18条 市長は、補助事業の実施状況等の確認に必要な限度において、交付決定者又は当該補助事業の工事を施工する者に対し、当該補助事業の実施状況等に関し報告させることができる。

2 交付決定者は、補助事業の実施状況等の確認のため、補助金の交付決定があった日が属する年度の翌年度から5年度間、当該年度の終了後1月以内に地域交流活動実績報告書(様式第19号)により、地域交流活動の実績を市長に報告するものとする。

(平29告示17・平30告示70・一部改正)

(その他)

第19条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成28年8月1日から施行する。

附 則(平成29年3月7日告示第17号)

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則(平成30年5月7日告示第70号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第54号)

(施行期日)

1 この告示は、令和4年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の各告示に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

3 前項の場合において、この告示により押印欄を廃止されたものについては、押印を省略することができる。

附 則(令和8年4月1日告示第79号)

(施行期日)

1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前の安中市空家リフォーム事業費補助金交付要綱に基づき作成されている用紙は、この告示の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

別表(第2条関係)

分類	活動内容
地域活性	(1) 高齢者同士の集まり (2) 小さな子どもを持つ家族の交流 (3) 多世代間の交流
教育文化	(1) 体験学習 (2) 文化芸術の創造及び発表 (3) 国際交流
観光商業	(1) 観光客との交流 (2) 地場産品及び観光情報の紹介 (3) グリーン・ツーリズムの拠点を提供する活動
地域福祉	(1) 要支援家庭の児童・生徒の居場所を提供する活動 (2) 就労が困難な者の社会復帰を支援する活動 (3) 生活に係る相談の場を提供する活動
その他	(1) 地域の交流に資すると市長が認める活動 (2) 地域の活性化等に資すると市長が認める活動 (3) その他公益に資すると市長が認める活動

備考 この表の規定にかかわらず、次に掲げる活動は、地域交流活動としない。

- (1) 特定の者の日頃の成果を発揮する目的で行う展示、発表会、イベント等の活動及びその練習
- (2) 単に教養の向上を目的とした勉強会又は学習会
- (3) 家元制又は流派による活動
- (4) 特定の者同士の親睦活動又は特定の者相互の利益のために行う活動
- (5) 活動に係る労働の対価としての賃金が類似の労働に対して得られる一般的な賃金の額と比較して著しく高額である活動

様式第1号(第7条関係)

(平29告示17・令4告示54・一部改正)